

文化芸術活動基盤強化基金

「クリエイター・アーティスト等育成事業」 オンライン説明会

令和6年4月11日（木）10:30~12:00

- 【次第】
1. 挨拶
 2. 本事業の概要について
 3. 本事業の募集案内／企画提案要領のポイントについて
《休憩（10分）》
 4. 質疑応答

クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業

令和5年度補正予算額

60億円



- 日本には 1.2億人の市場があり、リスクを取って海外に打って出るインセンティブが生じにくいが、人口減少の中、このままでは高い成長潜在力を持つ コンテンツ市場の衰退の危機。
- 我が国の文化芸術の 海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト等の挑戦支援、育成体制を強化するとともに、国内活動拠点として博物館・美術館、劇場等の文化施設が 新たな価値を付加できるよう機能強化し、若手クリエイター等を支える場として確立することが急務。

事業内容

次代を担うクリエイター・アーティスト等を育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援する。

◆ クリエイター・アーティスト等育成支援

- 2023年3月、岸田総理は、「広い意味での日本の誇るべきクリエイターへの支援を検討」することを表明。クリエイター等の挑戦を後押しするためには、企画から制作、国内外での展開まで一貫通貫した支援が重要。
- 新たな芸術の創造など我が国の芸術活動全体の活性化を促すとともに、コンテンツ産業の競争力強化に資するため、新たなビジネス展開も視野に クリエイター等を対象とした総合的な人材育成支援を行う。

世界に誇る我が国のマンガ、アニメ、音楽、現代アート、伝統芸能等をはじめとする次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画・交渉・制作・発表・海外展開までの一体的な活動を、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ継続的に支援。（3年・45億）

【事業例】

- 国内外で活躍が期待される国際コンクール受賞者や、若手演奏家、実演家、脚本家、作曲・作詞家、プロデューサー等を起用し、世界的な活動実績を有する指導者等が若手を現場で育成しながら海外公演等の海外展開を行うプロジェクトを支援。国内外の主要な音楽祭や劇場等で活躍する人材を育成。
- 創作支援プログラムで育成した若手クリエイター等を対象に、海外での活躍実績等がある専門家等が、海外展開に向けたアドバイス、ノウハウの共有等のサポートを実施し、海外アートフェスティバル等へ出品・展示を支援。グローバルに活躍できる人材を育成。

◆ 文化施設による高付加価値化機能強化支援

- 博物館・美術館、劇場等の文化施設について、グローバルに通用するクリエイター・アーティスト等の育成の一環として、当該 クリエイター・アーティスト等の（国内における）活動の拠点かつ活動に対して新たな高い価値を付加する拠点としての機能を形成することを推進する。
- また、こうしたクリエイター・アーティスト等が生み出す作品を含めて、施設が持つ価値（コンテンツ）をデジタル・アーカイブ化等も行いつつ、世界に強力に発信し、価値を高めるとともに、そうした価値に受け手を惹きつけるための支援を行う。

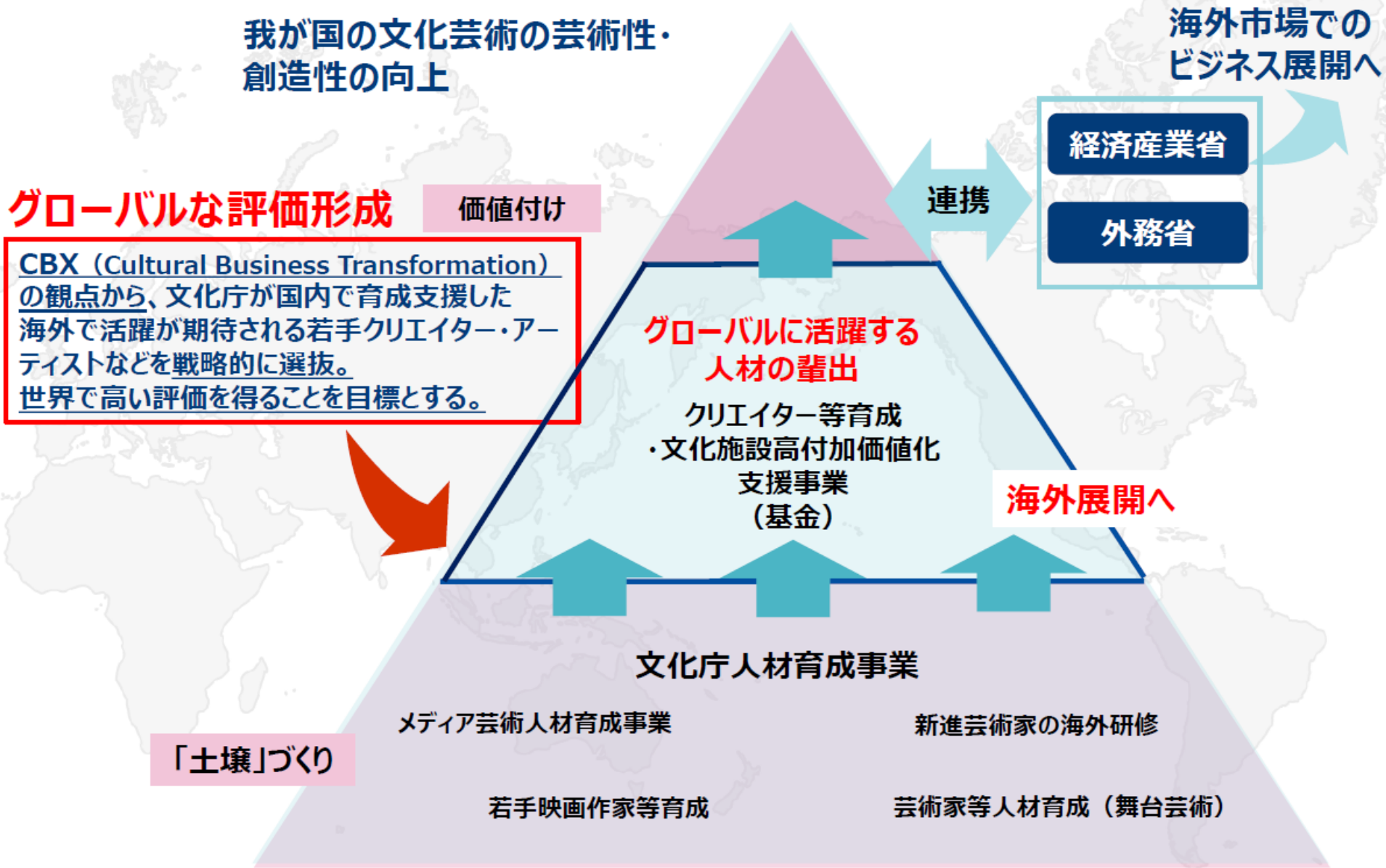
次代を担うクリエイター・アーティスト等の国内における活動・発信拠点となるべく文化施設における発信力の強化（デジタル・アーカイブ化含む）、新たな高い価値を文化芸術活動に付加する取組について、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ継続的に支援。（3年・15億）

【事業例】

- クリエイター等の作品や関連資料等のデジタル・アーカイブ化
- デジタルコンテンツ活用やクリエイター等自身のパフォーマンス等による展示会や公演含め施設の運営・機能強化
- デジタルコンテンツ活用型やクリエイター等自身のパフォーマンス等によるグローバルな発信等の支援

（担当：参事官（芸術文化担当）付、文化経済・国際課、企画調整課）

海外展開の戦略全体構想



1 海外のニーズを踏まえた 展開における若手育成

- 海外のニーズを踏まえた新作・新制作・演出等における若手登用（実演家、作曲家、脚本家、演出家、監督、プロデューサー等の育成）
- ターゲットを設定した交渉・プロモーション・分析（ネット含む）（コーディネーター、スタッフ等海外との交渉担当者等の育成）

2 世界的認知度が高い 場での展開・評価

- 世界的な音楽祭・芸術祭、映画祭・フェスや劇場・音楽堂、美術館・博物館等との交渉による公演・展示活動の実現
- 海外・国内の批評家、専門家等の招聘・派遣による高評価獲得（当該分野の専門家・批評家、代表的なメディア等の招聘）

3 戦略的な海外展開 ネットワーク形成 ・人脈づくり

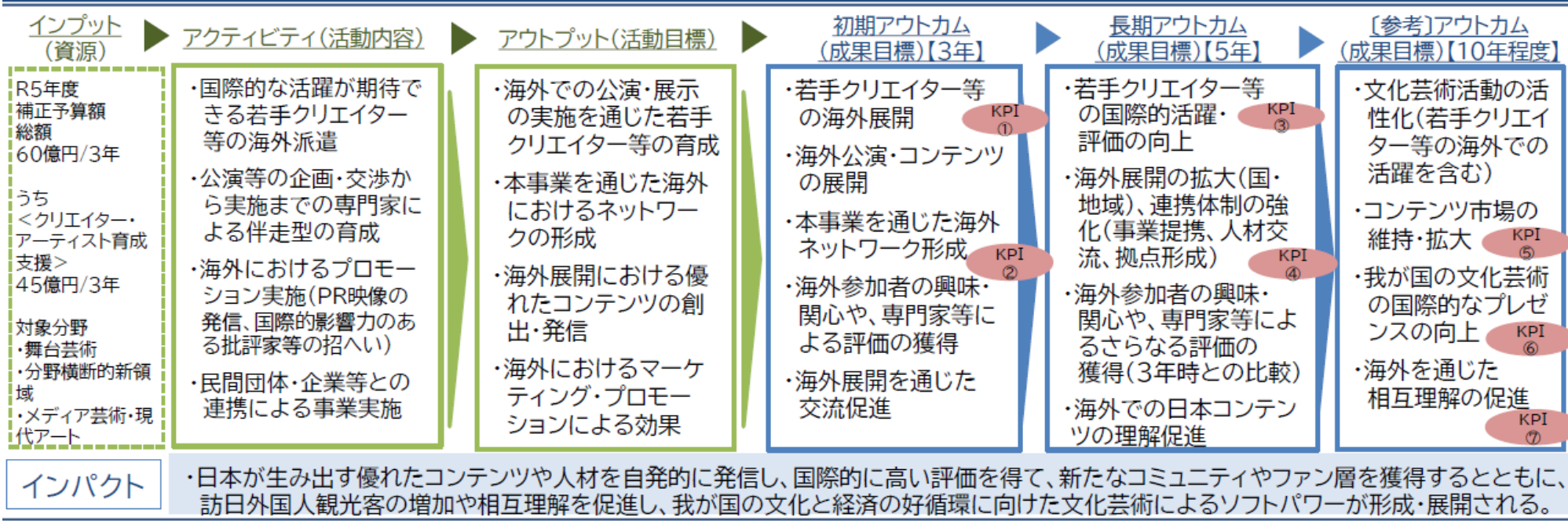
- 現地の人脈を生かしたプロモーション、要人等招聘（外務省、国際交流基金、JETRO等へ協力依頼。現地の邦人・企業関係者ネットワークの活用）
- ショーケース・ワークショップ等に文化担当関係者（在外・在京大使館・記者等）などを通じた事業提携・人材交流・拠点形成などへ

各分野の海外ニーズの特性・状況を踏まえた展開が必須

クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業

「クリエイター・アーティスト等育成事業」ロジックモデル (R5年度補正予算額:45億円)

現状	・日本には1.2億人の市場があり、リスクを取って海外に打って出るインセンティブが生じにくい が、人口減少の中、このままでは高い成長潜在力を持つコンテンツ市場の衰退の危機。	(現状・課題を示すデータ) ・世界・日本のコンテンツ市場の規模(1ドル=109円) H30(2018): 世界 128.8兆円 日本 10.6兆円(8.25%) R5(2023): 世界 141.6兆円 日本 11.3兆円(7.98%) 世界市場の拡大に伴い、日本市場が占める割合は減少傾向にある。 (経済産業省「コンテンツの世界市場・日本市場の概観」より)
課題	・我が国の文化芸術の海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト等の挑戦支援、 育成体制を強化するとともに、国内活動拠点として博物館・美術館、劇場等の文化施設が新た な価値を付加できるよう機能強化し、若手クリエイター等を支える場として確立することが急務。	
本事業 の目的	・次代を担うクリエイター・アーティストを育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設 の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して弾 力的かつ複数年度にわたって支援する。	



主な測定指標と目標値

* 以下のような主なKPIについてマンガ、アニメ、音楽、現代アート、伝統芸能等の分野特性に応じて、初期(3年)、長期(5年)の変化も踏まえ成果評価を行う予定。

<p>KPI ①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手クリエイター等(育成対象者)を企画段階から登用・ 育成し、世界的に認知されている芸術祭・文化施設等において 高い評価を獲得したプロジェクトの件数 (R8年25件) 	<p>KPI ③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手クリエイター等(育成対象者)による国内外の 著名な賞の受賞・ノミネートや世界的に認知され ている国内外の芸術祭・文化施設等へ出品・出演・ 参画して高い評価を受ける件数 (R10年20件) 	<p>KPI ⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[参考]世界のコンテンツ市場に占める日本の割合 (R5年7.98%→R15年までの平均値増)
<p>KPI ②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の団体・企業等との連携体制(連携先の団体 数、事業提携数、拠点形成数など)の構築数 (R8年10件) 	<p>KPI ④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手クリエイター等(育成対象者)が海外の芸術団体、 文化施設、関係事業者等との事業提携、人材育成、拠 点形成などを実現した件数 (R10年10件) 	<p>KPI ⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[参考]訪日外国人のうち、「舞台・音楽鑑賞」「美術館・博物館等」 を目的とした人の割合 (R5 7-9月期2.8%、22.3% →R15年までの平均値増)
		<p>KPI ⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[参考]日本と諸外国との文化交流の推進が「日本と諸外国との間の相互理解や 信頼関係が深まり、国際関係の安定につながる」意義があると回答した人の 割合 (R5 53.6%→R15年までの平均値増)

文化芸術活動基盤強化基金
クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業

クリエイター・アーティスト等育成事業

- ①クリエイター等育成プロジェクト支援（補助型）
- ②クリエイター等育成プログラム（委託型）

募集案内／企画提案要領の
ポイント

令和6年4月

独立行政法人日本芸術文化振興会

文化芸術活動基盤強化基金の趣旨・目的

文化芸術活動基盤強化基金は、国からの補助金により、クリエイター・アーティストの育成及び文化施設の高付加価値化のために行う事業を実施するために設置された基金です。

我が国のマンガ、アニメ、音楽、現代アート、伝統芸能等のコンテンツは、海外でも高く評価されており、国内市場にとどまらず世界に発信することにより、日本の成長力の強化にも資するものです。こうした中、次代を担うクリエイター等が、挑戦機会やサポート環境の不足等により、活動を断念したり、国外に拠点を移したりすることは、我が国の文化芸術創造やコンテンツ市場にとって大きな損失となります。

このため、マンガ、アニメ等をはじめとする各コンテンツ分野において、次代を担うクリエイター等の挑戦・育成を支援するとともに、その活躍・発信の場である文化施設の機能強化を支援することを目的に、本基金を活用して「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」を実施し、弾力的かつ複数年度にわたって支援を行います。

本事業の実施を通じて、グローバルに活躍できるクリエイター等の育成支援を推進し、各分野全体の文化芸術活動の活性化、国際的プレゼンスの向上に繋げることを目指します。

事業メニュー

「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」は、2つの事業から構成されます。
この資料は、このうち「クリエイター・アーティスト等育成事業」について、2つのメニュー（補助型・委託型）の募集案内／企画提案要領のポイントを抜粋して説明するものです。

必ず、募集案内／企画提案要領本体もお読みいただいた上でご応募ください。

事業名	メニュー名
クリエイター・アーティスト等育成事業	<u>クリエイター等育成プロジェクト支援（補助型）</u>
	<u>クリエイター等育成プログラム（委託型）</u>
<u>文化施設による高付加価値化機能強化支援事業</u>	<博物館・美術館等>
	<劇場・音楽堂等>

補助型／委託型について

「補助」とは、国が特定の事務、事業に対して公益性があると認め、その事務事業の実施に資するために援助を行うものであるのに対し、「委託」は、国が本来行う事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行っていただくものです。

これらの違いに応じて、「補助型」と「委託型」では、事業実施にあたっての仕組みが異なりますので、募集案内及び企画提案要領を確認いただき、今回、応募をいただくプロジェクトの特性に適したメニューをお選びください。

①クリエイター等育成プロジェクト支援（補助型）

主に舞台芸術、メディア芸術、現代アート及び分野横断的新領域を対象とし、世界的な活躍が見込まれる若手クリエイター・アーティスト等を起用した作品展示や公演等の、企画・交渉・制作及び国内外での発表・海外展開までの一体的な活動を行うプロジェクトに対して、助成金を交付します。

これにより、対象となるプロジェクトの実施を通じた若手クリエイター・アーティスト等の挑戦、経験蓄積、ネットワーク形成等を後押しし、新たな芸術の創造など我が国の芸術活動の活性化を促すとともに、ビジネス展開も視野に、総合的な人材育成支援を行うものです。

令和10年度までの複数年度にわたるプロジェクトに対して、弾力的かつ継続的に支援を行います

・プロジェクトの目標設定および複数年度の実施計画

応募に際しては、**若手クリエイター・アーティスト等の育成、経験蓄積、ネットワーク形成等に向けた目標を設定し、その達成のための複数年の実施計画を策定し提出する**必要があります。

・【第Ⅰ期】と【第Ⅱ期】

令和6年度～令和10年度末までの複数年にわたるプロジェクトを対象とし、期間を【第Ⅰ期（～令和8年度）】と【第Ⅱ期（令和9年度～令和10年度）】に区分します。**本募集では【第Ⅰ期】について助成を行います。**

・伴走型支援の実施

本メニューの目的の実現に向け、各プロジェクトに対する「**伴走型支援**」を実施します。

採択プロジェクトの決定後、プロジェクトの実施と並行して各助成対象団体との対話や現地確認を行いながら、**進捗管理及び必要な助言・相談等を行う**ことで、確実な目標達成を支援します。

また、これらの結果を文化庁・文化審議会へ報告し、必要な助言等を得ることも予定しています。

・各採択プロジェクトの成果検証

各助成対象団体から報告された内容や収集したデータ等に基づき、各採択プロジェクトの進捗の全体把握や成果の分析・検証を行う予定です。

取りまとめた成果等の内容は【第Ⅱ期】の助成継続の判断に活用されるほか、文化庁へ報告されるとともに振興会ホームページ等でも公表予定です。振興会・文化庁で得られた分析結果や意見は各助成対象団体へもフィードバックされます。

対象となるプロジェクト①

将来的に世界的な活躍が見込まれる若手クリエイター・アーティスト等（以下「若手クリエイター等」といいます。）を起用し、海外において公演または作品展示等を実施することで、若手クリエイター等の挑戦・経験蓄積・ネットワーク形成等を後押しするプロジェクトであって、主に令和6年度～令和10年度までの5年程度の計画の下、令和6年度～令和8年度にわたる継続的な計画で、企画・交渉・制作から国内外での発表・海外展開までの一体的な活動を行うものを助成の対象とします。

<対象となるプロジェクトの例>

○ 舞台芸術（音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能）、メディア芸術、現代アート等の分野において、国内外で活躍が期待される国際コンクール受賞者や、演奏家、実演家、脚本家、作曲・作詞家、監督、プロデューサー、コーディネーター、キュレーター等、次代を担う若手クリエイター等を起用し、世界的な活動実績を有する指導者等が当該若手クリエイター等を現場で育成しながら海外の芸術祭や劇場等における公演・展示等を通じて若手の人材育成を行うプロジェクト。

○ 舞台芸術、メディア芸術、工芸や写真、生活文化等の分野について、国際芸術祭等の世界的に認知される場において若手クリエイター等の作品を現代アート等として展示することや、新しいテクノロジー等の導入による公演・展示等を実施することでグローバルな訴求力を高めるなど、若手クリエイター等の海外展開を後押しするために分野横断的・創造的な創意工夫を行うプロジェクト。

◆プロジェクトの期間

令和6年度～令和10年度末までの複数年にわたるプロジェクトを対象とし、今回募集分では「**令和6年度（令和6年6月）～令和8年度末部分（【第Ⅰ期】）**」について助成を行います。

※「令和9年度～令和10年度部分（【第Ⅱ期】）」については、令和8年度末までに有識者等による【第Ⅰ期】の活動状況・成果等の検証・評価を行い、その結果を踏まえて、助成継続の可否を判断する予定です。【第Ⅰ期】の成果が著しく不十分と判断される場合は、【第Ⅱ期】の助成が認められない場合がありますのでご注意ください。

※国の予算措置の状況によっては【第Ⅱ期】の助成が行われない場合があります。

◆対象分野

舞台芸術	音楽	オーケストラ オペラ 合唱（古楽を含む） 吹奏楽 室内楽（古楽を含む） ポピュラーミュージック 等
	舞踊	バレエ 現代舞踊 舞踏 邦舞 等
	演劇	現代演劇 人形劇 ミュージカル 等
	伝統芸能・ 大衆芸能	歌舞伎 人形浄瑠璃 能楽 邦楽 落語 奇術 等
メディア芸術	マンガ ゲーム 実写映画 アニメーション映画 メディアアート 等	
現代アート	絵画 彫刻 写真 インスタレーション 等	
分野横断的新領域	分野を横断または革新しグローバルな訴求力を高める等の創意工夫を行ったもの	

対象となるプロジェクト③

◆プロジェクトに求める要件

若手クリエイター等を起用するプロジェクトであって、原則として【第Ⅰ期】に少なくとも1回以上、海外における公演または作品展示等（以下、「海外公演等」といいます。）の実施計画が含まれていること

◆起用する若手クリエイター等

実演家・作家のみならず、**海外公演等の実施にあたり重要な役割を果たす者を広く対象**とします。

原則として**応募の段階で具体的に記載**するものとし、採択後に選抜等を行うため**応募時点で未定の場合**は、育成対象者の**人数や選考方法・選考基準（理由）・選考者等を具体的に記載**してください。

※「若手クリエイター等」の例：

実演家（俳優、舞踊家、演奏家、声楽家等）、指揮者、脚本家、作詞家、作曲家、演出家、作家（美術等）、キュレーター、学芸員、制作者、プロデューサー、コーディネーター、マネージャー（プロジェクトのマネジメント業務を行う者）、翻訳家、評論家、舞台スタッフ（音響・照明・美術・衣装・メイク・映像・特殊効果等）、漫画家、編集者、ゲームクリエイター、ゲームデザイナー、メディアアート作家、展示エンジニア、アニメーション監督、アニメーター、CGクリエイター、映画監督、VFXクリエイター、声優等

◆若手クリエイターの指導者等

プロジェクトの実施にあたり、世界的な活動実績を有する者や世界的動向の把握・分析等を行う専門家等が指導者・プロデューサー等として、**若手クリエイター等に対してアドバイスやノウハウの共有、海外展開の後押し等の各種サポートを行う**ことを想定しています。**指導者・プロデューサー等についても、応募の段階で具体的に記載**してください。

助成の対象となる団体

以下の条件をすべて満たし、当該分野における若手育成・海外交渉等の実績やネットワーク、知見を有する団体を対象とします

- ✓ 法人格を有する（※）我が国の団体であること。
- ✓ 団体を構成するスタッフ・キャスト・プロデューサー等に当該分野について高い専門性があること。
- ✓ 監事、監査役等による会計監査またはこれに準じた内部監査を実施していること。

※「法人格を有する」とは、設立登記が完了している法人を指します。

応募に当たっては団体が上記要件を全て満たしている必要があります。**1つでも不足している場合、助成の対象とならず応募できません**のでご注意ください。

※新規に創設された法人等については、前身となる団体等の財務状況や活動実績を記載することが可能です。その場合は、前身となる団体等の名称等を記載するとともに、参考資料として前身となる団体等の概要資料を添付してください。

助成対象経費の合計額の範囲内、かつ、自己負担金（※）の範囲内の額を助成します。
また、1プロジェクトあたり原則として**3億円**（【第I期】分）を助成金額の上限とします。

- 事業予算の制約上、**助成対象経費の合計額満額が助成されるとは限りません。**
- **助成金の額は、取組の目的・内容等を踏まえ、計上された必要な経費を精査した上で決定します。**
- 助成金交付内定後に助成対象活動の内容や助成対象経費に重大な変更が生じた場合には、採択した活動とは同一のものとは認められず、文化芸術活動基盤強化基金助成金交付要綱等に基づき、助成金の交付ができないことや助成金の減額を行うことがありますので、ご注意ください。

（※）助成対象経費及び助成対象外経費の合計額から自己収入額（入場料、他の助成金等）を除いた額を指します。

助成対象経費

要望書に記入したプロジェクトを実施するに当たり直接的に係る以下の経費で、助成を行うことが適当であると認められ、かつ、【第I期】中（令和6（2024）年6月（予定）～令和9（2027）年3月31日）に助成対象団体が自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できるもの。各経費の支払先、単価・数量、支払額は、記載漏れのないよう注意してください。

項目	細目の例
稽古費	稽古料、稽古場借料 等
出演費	出演料、演奏料、ソリスト料、合唱料、指揮料 等
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、合唱指揮料、稽古ピアニスト料、楽器借料 等
文芸費	脚本料・台本料、脚色料・補綴料、ドラマトゥルク料、演出料、演出助手料、構成料、振付料、振付助手料 等
作品料	作品制作料（メディア芸術、現代アート、分野横断的新領域のみ）※、作品借料、作品保険料、作品制作材料費 等
会場費	会場使用料、付帯設備使用料 等
舞台費	大道具費、小道具費、人形費、舞台スタッフ費、衣装費・装束料、衣装スタッフ費、履物費、かつら（床山）費 等
上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料 等
設営・運搬費	会場設営費、展示字幕・音声ガイド費、展示機材借料、作品梱包費、額装費、国内運搬費、国際運搬費（カルネ申請費を含む） 等

項目	細目の例
謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、通訳謝金、翻訳謝金、会場整理謝金、託児謝金、医師・看護師謝金 等
旅費	国内交通費、国内宿泊費、渡航費、海外現地交通費、海外宿泊費、日当、ビザ取得費（対象となった公演・展示等の実施期間のみ有効なビザに限る。） 等
取材・会議費	会議費、資料購入費、入場・見学料 等
宣伝費等	広告宣伝費、プロモーション費、マーケティング費、効果検証費、入場券販売手数料、WEBページ作成・利用料、図録製作費 等 （ただし、宣伝費等を除く助成対象経費の合計額の50%を上限とする）
印刷費	ポスター印刷費、チラシ印刷費、プログラム印刷費、図録印刷費 等
動画制作費	動画制作費、動画編集費、権利使用処理費 等
記録費	録画費、録音費、写真費 等
委託費	特定の業務を他の者に委託する際の経費（ただし、その内訳は上記の細目に該当する経費に限る。）

プロジェクトの評価指標及び目標値の設定

本メニューでは、採択されたプロジェクトが本メニューの趣旨・目的を踏まえた適切なものとして実施されているかを分析・検証するための材料として、**各プロジェクトにおいて、実施状況・実施内容に対する「評価指標」及びその「目標値」を予め設定し測定する**必要があります。プロジェクトの計画及び実施にあたっては、これらの定量的または定性的な評価指標を意識した取組が求められます。

本メニューにおけるアウトプット（活動目標）・アウトカム（成果目標）を整理したロジックモデルをウェブサイトに公表していますので、ご参照の上、各プロジェクトの特色も踏まえた評価指標等の設定を検討してください。

（クリエイター・アーティスト等育成事業ロジックモデル）

kibankincreatorlogicmodel.pdf (jac.go.jp)

【第Ⅰ期】令和8年度まで（3年目）評価指標

〔評価指標（必須項目）〕

- 企画段階から海外公演等までに登用された若手クリエイター等の数
- 国内外の団体・企業等との連携体制（連携先の団体数、事業提携数、拠点形成数など）

〔その他、成果の把握に際して必要となる項目例〕

- 国内外で展開された公演・展示等の数（ステージ数・日数等）
- 国内外で展開された公演・展示等の入場者数及び入場者の評価
- 公演・展示等活動に対する批評家・専門家による批評・劇評等の数及びその内容
- プロモーション活動に対する海外からの反応
- その他、申請団体が設定する独自の評価指標

<舞台芸術、メディア芸術、現代アート>

組織・体制

ア 過去の事業実績が国内外から高い評価を受けており、今後も当該分野や文化芸術界を牽引することが期待できる団体であること

※新規に創設された法人等については、当該法人等の前身となる団体等による事業実績も含むものとします。

イ 組織運営体制が確立されており、財務や活動環境が透明かつ適正であること

計画内容

基礎的事項

ウ プロジェクトの趣旨・目的や計画構想、成果目標値の設定が明確かつ適切であり、グローバルに活躍する人材の育成や海外展開に資するものであること

エ 国際的なネットワークを有しており、海外との交渉やプロモーション等にあたり必要となるノウハウや人材を有していること

オ 国内外の批評家・専門家等の招聘・派遣などにより評価を得ることが計画されていること

カ 事業の規模や収入等に照らし、予算規模が適切であること

育成計画

キ 起用する若手クリエイター等の選定の方法・基準（理由）・選考者等が明確かつ適正であり、国際的に活躍することが期待できること

ク 指導者等に当該分野において国際的な実績や高い専門性が認められること

ケ 国内外の関係者・団体等との連携・協力体制が十分であり、育成方法が効果的であると認められること

公演・展示等計画

コ 公演・展示等の内容が、若手クリエイター等の育成に資するものであること

カ 公演・展示等の内容が、海外のニーズを踏まえた高度な芸術性・創造性・新規性を有することが期待できること

シ 海外に広く開かれ、多くの観客の参加により行われる公演・展示等が計画されていること

ス 公演・展示等の実施にあたり、ターゲットを明確に設定し、若手クリエイター等の育成や海外展開に効果的な広報やマーケティング・プロモーション・分析等が計画されていること

社会性・経済性・発展性

セ 本事業で得られたノウハウやネットワークを活用し、本事業終了後も継続的に、当該分野においてグローバルに活躍する人材の育成や海外展開に貢献することが期待できること

ソ 若手クリエイター等の国際的な活躍により、我が国の文化芸術の評価や国際的プレゼンスの向上、文化芸術を通じた相互理解の促進、コンテンツ市場の拡大等につながることを期待できること

<分野横断的新領域>

組織・体制

ア 過去の事業実績が国内外から高い評価を受けており、今後も新たな創意工夫に富む分野の横断や革新を通して、若手クリエイター等のグローバルな訴求力を高めることが期待できる団体であること

※新規に創設された法人等については、当該法人等の前身となる団体等による事業実績も含むものとします。

イ 組織運営体制が確立されており、財務や活動環境が透明かつ適正であること

計画内容

基礎的事項

ウ プロジェクトの趣旨・目的や計画構想が斬新かつ明確であり、適切な成果目標値の設定を伴い、グローバルに活躍する人材の育成や海外展開に資するものであること

エ 国際的なネットワークを有しており、海外との交渉等にあたり必要となるノウハウや人材を有していること

オ 事業の規模や収入等に照らし、予算規模が適切であること

育成・海外展開計画

カ 起用する若手クリエイター等の選定理由が明確かつ適正であり、国際的に活躍することが期待できること

キ プロデューサー等に国際的な実績や高い専門性、斬新な企画を生み出す創造性が認められること

ク 国内外の関係者・団体等との連携・協力体制が十分であり、若手クリエイター等の海外展開方法が効果的であると認められること

公演・展示等計画

ケ 公演・展示等の内容が、斬新かつ高度な芸術性・創造性を有することが期待できること

コ 公演・展示等の内容が、若手クリエイター等のグローバルな訴求力を高めるとともに評価の向上に資することが期待できること

サ 公演・展示等の実施にあたり、若手クリエイター等の育成や海外展開に効果的な広報やマーケティング等が採用されていること

社会性・経済性・発展性

シ 本事業で得られたノウハウやネットワークを活用し、本事業終了後も継続的に、当該分野においてグローバルに活躍する人材の育成や海外展開に貢献することが期待できること

ス 若手クリエイター等の国際的な活躍及び新たな分野の横断や革新により、我が国の文化芸術の評価や国際的プレゼンスの向上、文化芸術を通じた相互理解の促進、コンテンツ市場の拡大等につながることが期待できること

◆ 助成の対象とならない活動

以下の活動は原則として助成の対象となりません。

- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動
- 日本国内における、自ら主催する公演等ではない依頼公演等
- あらかじめ企画・制作されたものを購入する公演等（買取公演等）
- 独立行政法人日本芸術文化振興会と共催する活動
 - ※ 共催しない場合でも、当振興会に支払う経費は計上できません。ただし、当振興会が設置・運営する劇場で実施する活動に係る会場使用料、付帯設備使用料及び稽古場借料並びに技術提供等に関する経費等は計上できます。
- 文部科学省・文化庁・外務省等の補助金や国の行政機関の委託費等が支出される活動
- 在外公館又は独立行政法人国際交流基金（海外事務所含む）が主催又は共催する活動
 - ※ 実施にあたっての協力（広報等）を得る場合を除きます。
- 特定の企業名等を活動名に付す、いわゆる「名称冠公演」
 - ※ ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除きます。

◆他の助成事業等との重複応募・重複助成

- 本事業に応募するプロジェクトの全部または一部について、**本基金の別メニューである「クリエイター等育成プログラム（委託型）」、別事業である『文化施設による高付加価値化機能強化支援事業』に重複して応募することはできません。**

その他、国の行政機関の委託事業費等が支出される活動についても応募することはできません。

- 本事業に応募するプロジェクトの全部または一部について、**当振興会が行う他の助成事業、文部科学省・文化庁・外務省等の補助事業と重複して助成を受けることはできません。**

※既にこれらの他の事業の採択が内定／決定している場合に**重複して応募することは可能**ですが、本事業に採択され本事業による助成を受ける場合には、既に採択が内定／決定している他の事業の採択を取り下げさせていただきます。

- **応募団体とは異なる主催者が当振興会や文化庁より補助金等を受ける場合**についても、**日程及び内容が重複する活動はプロジェクトに含めることができません**（助成の対象となる経費が重複しない場合についても同様です。）。

◆ 提出書類

1. 要望書 ※定型様式

団体情報ファイル（応募様式A（団体情報））

- A-1 団体概要
- A-2 活動実績
- A-3 組織運営等に関する自己申告書
（※各項目は応募の必須要件ではありませんが、運営面の審査資料とさせていただきます）

企画概要、収支予算書ファイル（応募様式B（企画概要））

- B-1 育成プロジェクト概要
- B-2 育成プロジェクトの実施体制
- B-3 総表
- B-4 第I期工程表
- B-5 個表
- B-6 第I期成果目標
- B-7 収支予算書

2. その他資料 ※任意様式

- 財務諸表（※決算が終了した直近の年度のもの）
- 定款等
- 参考資料（任意提出）

- ① 公演・展示等の規模・内容、過去の実績等について参考となる資料
- ② 参加するフェスティバル主催者等からの招聘状や企画書等（招聘により実施する場合。可能な限り日本語訳をつけてください。）
※①②合わせて、日本語訳も含め合計A4判（片面）20枚以内
- ③ 新規に創設された法人等については、前身となる団体等の概要資料

◆書類提出に当たっての留意事項

- 要望書は定められた様式を当振興会のウェブサイトからダウンロードして使用してください。
(<https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2024/3138.html>)
適切でない様式で提出された場合、受付ができない場合があります。
- 本メニューの要望書は**所定の受付期間**に、**オンラインフォームからの申請**により受け付けます。その他の方法による提出（紙媒体による要望書の郵送、メール送付、FAX等）は原則として認められません。また、**受付期間を過ぎての提出は一切認められません**。
- **一旦提出された書類については原則として修正や再提出を行うことはできません**。また、基本的に**当振興会から補正を求めることはしません**ので、書類の作成に当たっては、不備のないよう注意してください。
- 不備や空欄の多い状態で提出された要望書は、受付ができない場合があります。
- 提出した要望書様式等については、必ずデータ提出した原本を保管してください。

◆応募方法

以下のページより応募受付フォームに進み、提出書類一式をアップロードしてください。

<https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2024/3138.html>

<提出受付期間> 令和6年4月23日（火）10：00～5月7日（火）17：00

※**受付期間を過ぎてからの提出はできません。**

※提出期間最終日はサーバーの混雑が予想されますので、期日に余裕を持ってご提出ください。

※データの送信が正常に終了すると、確認メールが届きます。メールが届かない場合には、処理が正常に終了していない可能性がありますので、メールの到達を必ず確認してください。

要望書の提出及び記入等についてご不明な点がある場合は、以下のページ内の「お問い合わせフォーム」よりご相談ください。

お問い合わせについては、令和6年4月22日（月）17：00到着分まで受け付けます。

お問い合わせフォーム	https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2024/3138.html (※上記ページ内「お問い合わせ」より)
所在地及び担当部課	〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 (独)日本芸術文化振興会 基金部 文化芸術活動基盤強化基金担当
E-mail	kiban-kikin@ntj.jac.go.jp

クリエイター等育成プログラム（委託型）

メディア芸術（マンガ、ゲーム、メディアアート、短編アニメーション（アートアニメーション）、映画（実写映画及びアニメーション映画））、現代アート、舞台芸術等の分野における、次代を担う若手クリエイター・アーティスト・キュレーター等（以下「若手クリエイター等」という。）の人材育成を目的に、海外展開に向けた指導・助言、海外アートフェスティバル等への派遣や出品、著名な海外美術館等を会場とした展覧会等の企画・交渉・実現、現地関係先とのネットワーク形成のサポート等による育成プログラムを、5か年程度の事業計画の下、3か年程度にわたって委託事業として実施します。

これらの事業の実施により、若手クリエイター等の経験蓄積・ネットワーク形成、知名度向上等を後押しし、もってクリエイター等の育成支援とするものです。

受託者は対象とする若手クリエイター等や指導・助言等を行うアドバイザー等の選定、派遣や出品等に向けた連絡・調整等の一切を担うものとします。

募集概要①

◆対象となる業務期間

令和6年6月以降の委託契約締結日～令和8年度末までの約3年間

※ただし、本事業は令和10年度末（令和11（2029）年3月）までの5年間の実施計画に基づき、弾力的かつ継続的に実施することを想定していることから、企画提案にあたっては令和10年度末までの実施計画を踏まえた一体的・継続的な内容として検討してください。

◆対象となる区分・分野

マンガ、ゲーム、メディアアート、短編アニメーション（アートアニメーション）、映画（実写映画及びアニメーション映画）、現代アート、舞台芸術等の7区分（8分野）

参考：それぞれの区分・分野における若手クリエイター等の例

マンガ	ゲーム	メディアアート	短編アニメーション（アートアニメーション）
<ul style="list-style-type: none">● マンガ〔漫画家・編集者 等〕	<ul style="list-style-type: none">● ゲーム〔ゲームクリエイター・ゲームデザイナー 等〕	<ul style="list-style-type: none">● メディアアート〔メディアアート作家・キュレーター・展示エンジニア 等〕	<ul style="list-style-type: none">● 短編アニメーション（アートアニメーション）〔アニメーション監督・アニメーター・CGクリエイター 等〕
映画	現代アート	舞台芸術等	
<ul style="list-style-type: none">● 実写映画〔映画監督・プロデューサー・脚本家・VFXクリエイター 等〕● アニメーション映画〔映画監督・プロデューサー・脚本家・アニメーター・CGクリエイター・声優 等〕	<ul style="list-style-type: none">● 現代アート〔美術家・キュレーター 等〕	<ul style="list-style-type: none">● 舞台芸術等（音楽・舞踊・演劇・伝統芸能等）〔実演家・指揮者・脚本家・作曲家・演出家・舞台スタッフ 等〕	

◆ 予算規模

1 分野あたり原則として 2 億円（約 3 年間分）を上限とします。

- ※ 「映画」区分は 2 分野として取り扱います。
- ※ 事業予算の制約上、企画提案時の経費の合計額満額で契約されるとは限りません。
- ※ 委託契約の額は、取組の目的・内容等を踏まえ、計上された必要な経費を精査した上で決定します。
- ※ 業務完了後に費用の精算等を行う概算契約方式とします。

企画提案内容及び求める要件①

今後、国際的な活躍が期待される若手クリエイター等の育成を目的とし、以下の内容及び要件への対応を含む育成プログラムの企画を募集します。なお、**企画提案にあたっては（１）～（１０）の取組について具体的に記載してください。**

- （１） 業務の実施方針及び実施計画・スケジュール等の決定**
- （２） 育成・支援体制の構築、育成対象者の選定**
- （３） 海外展開に向けた指導・助言等の実施**
- （４） 育成対象者の海外フェスティバル等への派遣・出品等及びその支援**
- （５） 成果発表等**
- （６） 普及的な取り組み及び広報等の実施**
- （７） 実施成果の分析・検証**
- （８） 令和９年度以降の取組に向けた準備等**
- （９） 事務局の設置・運営等**
- （１０） その他、本事業の目的達成のために必要な事項**

企画提案内容及び求める要件②

(1) 業務の実施方針及び実施計画・スケジュール等の決定

- 契約締結後速やかに、振興会及び文化庁と協議の上、今回業務全体の具体的な実施方針及び実施計画・スケジュール・予算配分を決定すること。なお、本事業全体は令和10年度末までの取組として想定されているため、**令和10年度末までの5年間の実施計画もあわせて提示**すること。

(2) 育成・支援体制の構築、育成対象者の選定

- 振興会及び文化庁との協議の上、当該分野に精通した**伴走支援アドバイザー**（「アドバイザー」）を複数名（5名程度）選定し、**チームによる若手クリエイター等の育成・支援体制**を構築すること。

○アドバイザーは、育成対象者の選出から指導・助言までを受託者と共に行うこととし、**海外での活動実績や若手育成、国内外でのビジネス展開、海外におけるニーズ等に精通した人物を必須とする。**
企画提案時には、アドバイザー候補となる人物の氏名・略歴等を具体的に提示すること。

- アドバイザーの助言内容等も踏まえ、**育成対象とする若手クリエイター等**（「育成対象者」）**5～10名程度（グループやチームも可）**を選定すること。

○育成対象者は、選定時点で日本国内において一定の活動実績を有し、かつ将来において国際的に活躍することが期待できる者とし、各分野の有識者による推薦や公募による審査等、**本事業の趣旨・目的に照らして最も適切な者を選出できる方法により選定**すること（**企画提案時に育成対象者の予定人数や選考方法・選考基準・選考者等を具体的に明記**すること）。
○選出方法や育成対象者の決定にあたっては、あらかじめ振興会及び文化庁と十分に協議すること。

- 選定した育成対象者には、本事業の趣旨及び実施内容について十分な説明及び確認を行い、本人の同意の上で各取組を開始すること。

(3) 海外展開に向けた指導・助言等の実施

- 選定した育成対象者に対し、(2) で構築した育成・支援体制の元、(4) (育成対象者の海外フェスティバル等への派遣・出品等及びその支援) 及び今後の国際的な活躍に向けた指導・助言等を実施すること。

例：海外市場・IP についての知識の吸収（講義等）、海外に対する発信力及びプレゼンテーション力などの習得、海外でのリサーチやレジデンスの実施、海外イベント等への参加・視察、国内の世界的イベント等への参加・出展等

(4) 育成対象者の海外フェスティバル等への派遣・出品等及びその支援

- 育成プログラムの実施期間中に 1 回以上、海外で行われるフェスティバル・芸術祭・イベント・展示会等に育成対象者を派遣、及びその作品を出品等すること (企画提案時に具体的な派遣・出品等先候補とその選定理由について提示すること)。

またそれらに向け、育成対象者への指導・助言等のサポートを行うこと。

- 派遣・出品等する海外フェスティバル等については、今後の育成対象者の活躍に資するものであることを念頭に、アドバイザー等の意見等を踏まえ、振興会及び文化庁と協議の上で選定すること。
- 派遣・出品等先のフェスティバルとの交渉や調整、作品の調整、メディア対応、関連するイベント等を実施すること。
- 派遣・出品等にあたって必要となる場合は、支援する育成対象者の作品の翻訳やローカライズ、ステートメントの執筆等を行うこと。

(5) 成果発表等

- (3) 及び (4) の実施を通じて得られた成果について、育成対象者以外の若手クリエイター等や有識者・業界関係者等へも還元することを目的に、**国内向けの成果発表会等を実施**すること。成果発表会等の形式は問わないが、広く一般の参加・観覧等が可能な体制とすること。

(6) 普及的な取り組み及び広報等の実施

- 広く**育成対象者以外の若手クリエイター等**に対し、**今後国際的な活躍等を目指す際に必要となるような知識・ノウハウ等を普及する取組を実施**すること。
- 本事業及び本プログラムの実施効果を高めるため、必要となる**広報施策**（派遣・出品等先となる海外現地の人脈を活かしたプロモーションやマーケティング、普及的な取り組みや育成対象者公募・成果発表等の実施周知、有識者・業界関係者等への本事業のPR 等）**を積極的に実施**すること。実施にあたっては、振興会又は文化庁が実施する広報施策や、別区分の受託者が実施する広報施策等との連携を図ること。

(7) 実施成果の分析・検証

- (3) ~ (6) の実施後は、**実施内容及び成果について速やかに調査・分析・検証等**を行い、以降の育成プログラム内容の改善に反映させるとともに、必要に応じて育成対象者へもその内容を還元すること。なお、得られたデータは本事業全体の効果測定・政策分析等に用いることも想定していることから、**調査・分析項目や評価指標については、あらかじめ振興会及び文化庁と協議の上で決定**すること。

※ 業務期間内（約 3 年間）において、以下の調査・分析項目や評価指標についての報告を求める予定です。

[評価指標（必須）]

- 育成プログラムに参加した若手クリエイター等の数
- 海外で行われたフェスティバル・芸術祭・イベント・展示会等への派遣、出品等 の件数

[その他、成果の把握に際して必要となる項目例]

- 国内外の団体・企業等との連携体制（連携先の団体数、事業提携数、拠点形成数など）
- 国内外で行われた出品・展示・成果公開等の数（展示数・日数等）
- 国内外で行われた出品・展示・成果公開等の入場者数及び入場者の評価
- 批評家・専門家による批評等の内容

(8) 令和 9 年度以降の取組に向けた準備等

- (1) で策定した令和 1 0 年度末までの実施計画に基づき、令和 9 年度以降の取組の実施に向けた準備・調整等を実施すること。

(9) 事務局の設置・運営等

- 育成プログラムの実施に必要な企画、運営、事務等を行うため、受託者において**事務局を設置**すること。
- 業務従事者の実績、専門的知見等を考慮した上で、**育成プログラムを実施するために適切な人員を配置**するとともに、執行体制と役割分担を明確にし、実施体制を確立すること。
- 実施計画に基づき、振興会への必要な連絡と事務を執り行うこと。なお、育成プログラムの実施期間中は、**振興会及び文化庁と定期的に協議の場を設ける**こと。
- 育成対象者について、育成プログラムの終了後もその活動状況を把握し、振興会又は文化庁より求められた場合は速やかにこれを報告できる体制を整えること。
- 振興会又は文化庁が本事業全体の広報施策を実施する際、各種素材の提供、取材調整、記事執筆等の必要な協力を実施すること。
- その他、業務の実施状況を踏まえ育成プログラムに係る追加的な提案を随時行うこと。

(10) その他、本事業の目的達成のために必要な事項

※ 留意事項

- ・事故等（例：第三者に損害が生じた場合、不測の事態により本業務の履行に影響を生じた場合等）が発生した場合は、速やかに振興会に報告し、指示を求めること。
- ・他省庁や他団体との連携が必要な場合は、振興会に報告し、同意を得ること。

以下の条件をすべて満たす団体を対象とします。

- 法人格を有する我が国の団体であること。
- 監事、監査役等による会計監査またはこれに準じた内部監査を実施していること。
- クリエイター等の人材育成に係る業務の実績等を有すること。
- 以下のいずれかの実績を有すること。
 - * 海外におけるフェスティバル・展示会等への派遣・出品等支援業務の実績
 - * 海外美術館等との共同事業の実績

企画提案に計上できる経費

企画提案書に計上できる経費は、業務に直接要する経費のうち賃金・旅費・諸謝金・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税等相当額・再委託費・一般管理費とします。

また上記の経費の他に、育成対象者が育成プログラムの一環として海外で活動する際に必要となる費用（調査、現地ネットワーク形成、交渉、創作準備等に係る諸経費）を充当する目的で、育成対象者へ定額の資金を支給できるものとし、これにかかる経費を「海外活動経費」として計上できることとします。

なお、計上できる経費は提案団体から支出される経費のみとし、支払いは原則、銀行振込によってください。

※経費予定額は必ず当要領に定める単価あるいは団体が定める内部規定・手配依頼先からの見積書・料金表に基づき、適切な金額を計上してください。採択の場合、真に必要な経費となるよう、適切な経費計上が行われているかを確認した後、委託契約を行いますので、採択連絡後、速やかに算出根拠書類等を提出できるようご準備ください。

※業務の遂行により収入が発生する場合は、支出経費に充当いただく必要がありますので、必ず収入額も計上してください。

提出された企画提案書は、学識経験者等で構成される審査委員会に諮って審査し、採否を決定します。審査は、「審査要領」に基づき、企画内容・団体実績等を総合的に評価します。

評価項目

評価は下記の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、審査委員会の委員ごとに合計点を算出し、これを平均したものを当該企画の得点とする。

【①組織・体制について】

- ア 海外におけるフェスティバル・展示会等への派遣・出品等支援、海外文化芸術機関海外美術館等との共同・連携事業、クリエイター等の人材育成に関する知見やノウハウを有していること
- イ 海外のフェスティバル等の運営事務局や分野毎に必要なコーディネーター・専門家等の、業務実施に有益な人的ネットワークを有していること
- ウ 海外との交渉を行うことに支障がないよう、適切な人材等を配置していること
- エ 組織運営体制が確立されており、業務を実施する上で適切な財務基盤を有し、財務や活動環境が透明かつ適正であること

【②業務計画内容について】

- オ クリエイター等の持続的な海外展開に向けて必要な事項が検討されており、グローバルに活躍する人材の育成や海外展開に資する効果的な業務計画となっていること
- カ 育成対象者の選定に係る計画及び体制が明確かつ適正であり、選定される育成対象者が今後国際的に活躍することが期待できること
- キ 育成対象者のサポートを行うアドバイザー等の選定に係る計画又は体制等が適切であり、当該アドバイザー等に高い専門性が期待できること
- ク 国内外の関係者・団体等との連携・協力体制が十分であり、育成方法及び内容が適切かつ効果的であると認められること
- ケ 広く育成対象者以外のクリエイター等に対し、今後の国際的な活躍に資する知識・ノウハウ等を普及する効果的な取り組みが計画されていること
- コ 本業務で得られたノウハウやネットワークを活用し、本業務完了後も継続的に、当該分野においてグローバルに活躍する人材の育成や海外展開に貢献することが期待できること
- サ 育成プログラムの実施に当たり効果的な広報やプロモーション・マーケティング、及び分析等が計画されていること。
- シ 経費予定額の積算内容が適切であること

◆ 関係規則等

本事業は、『独立行政法人日本芸術文化振興会基金部関係委託業務実施要領』及び『クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業委託実施要項』等に基づき実施することとなりますので、必ず内容を確認の上で提案してください。

◆ 国等との共同事業

国の機関、地方自治体、独立行政法人等との共同事業を提案することはできません。

◆ 他の助成事業等への重複応募

本事業に提案する業務内容について、**振興会が行う他の助成事業（クリエイター等育成プロジェクト支援（補助型）含む）、文部科学省・文化庁・外務省等の国の補助事業へ重複して応募することはできません。**

また、国の行政機関の委託費等が支出される取組を提案することはできません。

◆ 民間の助成団体からの助成金等

企業からの協賛金等や民間の支援団体等からの助成金・補助金等の交付を受ける取組については提案の対象となりますが、その場合**必ず委託業務経費の「収入」欄に助成金・補助金等を交付する組織名及び見込額（申請額）を計上**してください。

また、委託業務経費に国や地方公共団体からの補助金・助成金・運営費交付金等の財源を含む場合は、積算根拠資料に財源該当部分を明記し、本事業予算と区分して計上してください。

◆ 提出書類

振興会 Web サイトの企画提案募集ページから様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。

(<https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2024/3138.html>)

企画提案書は、「企画提案書記入要領」を必ずご一読の上作成してください。

<提出書類一覧>

- ①企画提案書（様式1～5）、誓約書（様式6）
- ②定款、寄附行為又はこれらに類する規約
- ③直近3か年度の財務諸表
- ④「対象となる提案団体の要件」の各実績を満たすことがわかる過去の実績資料

※提出書類に不備があると、受付できない場合があります。**受付期間後の差し替えは原則認められませんのでご注意ください。**

※企画提案書に基づき評価を行うため、審査の際に付された意見等に対応するものを除き、採択後の業務内容及び経費予定額の大幅な変更については原則として認められません。

※財務諸表は、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書、活動計算書、資金収支計算書、消費収支計算書等を含む）を提出してください。

◆ 応募方法

以下のページより応募受付フォームに進み、提出書類一式をアップロードしてください。

<https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2024/3138.html>

＜提出受付期間＞ 令和6年4月17日（水）10：00～4月26日（金）17：00

※受付期間を過ぎてからの提出はできません。

※提出期間最終日はサーバーの混雑が予想されますので、期日に余裕を持ってご提出ください。

※データの送信が正常に終了すると、確認メールが届きます。メールが届かない場合には、処理が正常に終了していない可能性がありますので、メールの到達を必ず確認してください。

ご不明な点がある場合は、以下のページ内の「お問い合わせフォーム」よりご相談ください。

お問い合わせについては、令和6年4月16日（火）17：00到着分まで受け付けます。

お問い合わせフォーム	https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2024/3138.html (※上記ページ内「お問い合わせ」より)
所在地及び担当部課	〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 (独)日本芸術文化振興会 基金部 文化芸術活動基盤強化基金担当

【お問い合わせ先】

独立行政法人日本芸術文化振興会
基金部文化芸術基盤強化基金担当

<https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2024/3138.html>

(※上記ページ内「お問い合わせ」より)